

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(資産の評価) 第二十四条の三 「略」 〔2〕5 略</p> <p>6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付することができる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 市場価格のある資産（実質子会社及び関連会社の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限り、）をいう。）を除く。）</p> <p>三 「略」</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項</p>	<p>(資産の評価) 第二十四条の三 「同上」 〔2〕5 同上</p> <p>6 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 市場価格のある資産（実質子会社及び関連会社の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限り、）をいう。）を除く。） 第八十六条の二第三項第二号及び第二百十条の十一の三第三項第二号において同じ。）を除く。）</p> <p>三 「同上」</p> <p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） 第五十二条の十三の十二 「同上」</p>

第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

- 一 「略」
- 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 「略」

- ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第五十二条の二十第一項第四号、第五十二条の三十二第二号及び第五十九条の二第一項第五号ホ(3)において同じ。）に係る権利

「ハ」チ 略

三 「略」

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）
第五十九条の二 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項

イ 「略」

- ロ 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（15から19までに掲げる事項については、保険信託業務を行う場合に限る。）

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

- ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第五十二条の二十第一項第四号、第五十二条の三十二第二号、第五十九条の二第一項第五号ホ(3)及び第八十七条第三号ニにおいて同じ。）に係る権利

「ハ」チ 同上

三 「同上」

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）
第五十九条の二 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

〔1〕(9) 略〕

(10) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。第七十七条第九号において同じ。）及び次条第一項第二号ロ(7)に規定する比率（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）

〔11〕(19) 略〕

〔ハ〕ホ 略〕

四 保険会社の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の体制（法第百一条第二項に規定する説明書類を作成している保険会社にあつては、次条第一項第四号に掲げる事項として記載していない場合に限る。）

〔ロ〕ホ 略〕

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

〔イ〕ハ 略〕

ニ 保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたもの限り、当該各号に掲

〔1〕(9) 同上〕

(10) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。第八十六条第二項において同じ。）及び次条第一項第二号ロ(7)に規定する比率（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）

〔11〕(19) 同上〕

〔ハ〕ホ 同上〕

四 〔同上〕

イ リスク管理の体制

〔ロ〕ホ 同上〕

五 〔同上〕

〔イ〕ハ 同上〕

ニ 保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたもの限り、当該各号に掲

げる額に係る細目その他の保険会社の保険金等の支払能力の充
実の状況を理解する上で参考となるべき事項として金融庁長官
が定めるものを含む。)及び次条第一項第三号ハに規定する保
険金等の支払能力の充実の状況(保険会社及びその子会社等に
係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法
第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に
限る。)

〔ホ〕リ 略〕

六 〔略〕

2 〔略〕

第五十九条の三 法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるも
のは、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財
産の状況に関する次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 保険金等の支払能力の充実の状況(保険会社及びその子会社
等に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたものに限
り、当該各号に掲げる額に係る細目その他の保険会社及びその
子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を理解する上で参
考となるべき事項として金融庁長官が定めるものを含む。)及
び保険会社の子会社等である保険会社等の保険金等の支払能力

げる額に係る細目として別表に掲げる額並びに第八十七条第二
号の二に規定する額の算出方法及びその計算の基礎となる係数
を含む。)及び次条第一項第三号ハに規定する保険金等の支払
能力の充実の状況(保険会社及びその子会社等に係る法第百三
十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第
二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。)

〔ホ〕リ 同上〕

六 〔同上〕

2 〔同上〕

第五十九条の三 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 保険金等の支払能力の充実の状況(保険会社及びその子会社
等に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたものに限
り、当該各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含
む。)及び保険会社の子会社等である保険会社等の保険金等の
支払能力の充実の状況(同条各号(法第二百七十二条の二十八
において準用する場合を含む。)に掲げる額を含む。)

の充実の状況（同条各号（法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。）に掲げる額を含む。）

「二・ホ 略」

四 保険会社及びその子会社等のリスク管理の体制

五・六 「略」

2 「略」

（価格変動準備金の計算）

第六十六条 保険会社は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ次の表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を当該価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、当該価格変動準備金の限度額は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ同表の上欄に掲げる資産に区分してそれぞれの資産の帳簿価額に同表の積立限度の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

対象資産	積立基準	積立限度
第六十五条第一号に掲げる資産	千分の一・五	千分の百
第六十五条第二号に掲げる資産	千分の一・五	千分の百
第六十五条第三号に掲げる資産	千分の〇・二	千分の十
第六十五条第四号に掲げる資産	千分の〇・八	千分の五十

「二・ホ 同上」

「号を加える。」

四・五 「同上」

2 「同上」

（価格変動準備金の計算）

第六十六条 「同上」

対象資産	積立基準	積立限度
第六十五条第一号に掲げる資産	千分の一・五	千分の百
第六十五条第二号に掲げる資産	千分の一・五	千分の七十五
第六十五条第三号に掲げる資産	千分の〇・二	千分の十
第六十五条第四号に掲げる資産	千分の一	千分の五十

第六十五条第五号に掲げる資産	千分の一・五	千分の百
----------------	--------	------

2 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる資産のうち、外国通貨をもって保険金等の額を表示する保険契約に係る保険金等の支払等に備えて適正に管理されているものについては、それぞれ同表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を当該価格変動準備金として積み立てることができる。この場合において、当該価格変動準備金の限度額の計算に当たっては同表の積立限度の欄に掲げる率を用いるものとする。

対象資産	積立基準	積立限度
第六十五条第二号に掲げる資産（外貨建てのものに限る。）	千分の〇・八	千分の五十
第六十五条第四号に掲げる資産	千分の〇・三	千分の二十

3 前項の規定により価格変動準備金の計算を行う場合、計算において用いる当該資産について、外国通貨をもって表示する帳簿価額の合計額は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

- 一 生命保険会社 外国通貨をもって保険金等の額を表示する保険契約に係る外国通貨をもって表示する第六十九条第一項第一号に掲げる保険料積立金、同項第二号に掲げる未経過保険料及び同項第二号の二に掲げる払戻積立金の合計額
- 二 損害保険会社 外国通貨をもって保険金等の額を表示する保険

第六十五条第五号に掲げる資産	千分の三	千分の百二十五
----------------	------	---------

「項を加える。」

「項を加える。」

契約に係る外国通貨をもって表示する第七十条第一項第一号に掲げる普通責任準備金及び同項第三号に掲げる払戻積立金の合計額

(生命保険会社の責任準備金)

第六十九条 「略」

〔2〕5 略〕

6 第一項第三号の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

一 保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。次号、次条第五項第一号、第五百十条第六項第一号及び第一号の二、第五百十一条第五項第一号並びに第二百十一条の六十第一号において同じ。）に備える危険準備金（次号に掲げるものを除く。）

一の二 第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二 予定利率リスク（責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険をいう。次条第五項第二号、第五百十条第六項第二号及び第五百十一条第五項第二号において同じ。）に備える危険準備金

三 最低保証リスク（特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であつて、当該特別勘定に属す

(生命保険会社の責任準備金)

第六十九条 「同上」

〔2〕5 同上〕

6 「同上」

一 第八十七条第一号に掲げる保険リスクに備える危険準備金

一の二 第八十七条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二 第八十七条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

三 第八十七条第二号の二に掲げる最低保証リスクに備える危険準備金

る財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険をいう。)に備える危険準備金

7 第一項第三号の危険準備金の積立ては、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準によるものとする。ただし、生命保険会社の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合又は財務の健全性が十分に確保されており、かつ、保険契約者の利益に資すると認められる場合には、金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立て又は取崩しに関する基準によらない取崩しを行うことができる。

(損害保険会社の責任準備金)

第七十条 「略」

〔2〕4 略〕

5 第一項第二号の二の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

一 第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二 予定利率リスクに備える危険準備金

6 「略」

(保険計理人の関与事項)

第七十七条 法第二百十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあつては、次に掲げるものに係る保険数理に関する

7 第一項第三号の危険準備金の積立ては、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準によるものとする。ただし、生命保険会社の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合には、金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立て又は取崩しに関する基準によらない取崩しを行うことができる。

(損害保険会社の責任準備金)

第七十条 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 「同上」

一 第八十七条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

二 第八十七条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金

6 「同上」

(保険計理人の関与事項)

第七十七条 法第二百十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあつては、次に掲げるものに係る保険数理に関する

る事項とし、損害保険会社にあつては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号、第九号及び第十号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

「二〇八 略」

九 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出

十 「略」

(保険計理人の確認事項)

第七十九条の二 法第二百一十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあつては、次の第一号に掲げる事項とし、損害保険会社にあつては、次に掲げる事項とする。

一 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうか。

二 「略」

(保険計理人の確認業務)

第八十条 保険計理人は、毎決算期において、法第二百一十一条第一項各号に掲げる事項について、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により確認しなければならない。

る事項とし、損害保険会社にあつては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号及び第九号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

「二〇八 同上」

「号を加える。」

九 「同上」

(保険計理人の確認事項)

第七十九条の二 「同上」

一 財産の状況に関する事項として次のイ及びロに掲げるもの

イ 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうか。

ロ 保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか。

二 「同上」

(保険計理人の確認業務)

第八十条 「同上」

「二〇三 略」

「号を削る。」

四 略

(届出事項等)

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「二〇二十二 略」

「号を削る。」

「号を削る。」

二三三〇二十六 略

「二〇七 略」

8 第一項第二十五号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

「二〇六 略」

「二〇三 同上」

四 保険金等の支払能力の充実の状況について、法第三百三十条並びに第八十六条及び第八十七条の規定に照らして適正であること。

五 同上

(届出事項等)

第八十五条 「同上」

「二〇二十二 同上」

二三三〇二七条第二号の二又は第八十八条第一号若しくは第五号に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

二四 前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

二五〇二八 同上

「二〇七 同上」

8 第一項第二十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

「二〇六 同上」

9 第一項第二十五号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を
保険会社が知った日から三十日以内に行わなければならない。

(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)

第八十六条 法第三百十条第一号に規定する内閣府令で定めるもの
額の合計額は、保険金等の支払能力に相当する額として金融庁長官
が定めるところにより計算した額とする。

9 第一項第二十七号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を保
険会社が知った日から三十日以内に行わなければならない。

(健全性の基準に用いる単体の資本金、基金、準備金等)

第八十六条 法第三百十条第一号に規定する資本金、基金、準備金そ
の他の内閣府令で定めるものの額(保険金等の支払能力の充実の状
況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社に係
る額に限る。)は、次に掲げる額から繰延税金資産(税効果会計(貸
借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算
の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合にお
いて、当該差異に係る法人税等(法人税その他利益又は剰余に關連
する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この項及び次
条第一項において同じ。))の金額を適切に期間配分することにより
、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人
税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第五号に
おいて同じ。)の適用により資産として計上される金額をいう。以
下同じ。)の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出
した額を控除した額とする。

一 資本金又は基金等の額(貸借対照表の純資産の部の合計額から
剰余金の処分として支出する金額(保険会社である相互会社にあ
っては、社員配当準備金に積み立てる金額を含む。))、貸借対照
表の評価・換算差額等(財務諸表等規則第六十七条の評価・換算
差額等をいう。第二百一条の五十九において同じ。)の科目に

計上した金額、法第十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。）

二 法第十五条第一項の価格変動準備金の額

三 第六十九条第一項第三号又は第七十条第一項第二号の二の危険準備金の額

三の二 第七十条第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則（昭和四十一年大蔵省令第三十五号）第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。次条第一項第四号及び第二百十条の十一の三第一項第四号において同じ。）の額

四 一般貸倒引当金の額

五 保険会社が有するその他有価証券については、貸借対照表に計上した次に掲げる額であつて税効果会計適用前のももの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

イ その他有価証券評価差額金の科目に計上した額

ロ 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）

六 保険会社が有する土地（海外の土地を含む。）については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

七 その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

2 前項第六号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を

「条を削る。」

示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

(健全性の基準に用いる連結の資本金、基金、準備金等)

第八十六条の二 法第三百十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額(保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等(法第一百十条第二項に規定する子会社等をいう。第六号及び第七号並びに第三項第二号及び第三号において同じ。))に係る額に限る。同項において同じ。)は、次に掲げる額から繰延税金資産(税効果会計(連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益又は当期純剰余の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第六号において同じ。))の適用により資産として計上される金額をいう。同項において同じ。)の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一 資本金又は基金等の額(連結貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額(保険会社である相互会社にあつては、社員配当準備金に積み立てる金額を含む。))、連結貸借対照表のその他の包括利益累計額(連結財務諸表規則第四十

三条の二第一項のその他の包括利益累計額をいう。第二百十条の十一の三第一項第一号において同じ。）の科目に計上した金額、法第百十三条前段の規定により連結貸借対照表の資産の部に計上した金額に相当する額、のれん（のれんに類する額を含む。）及び繰延資産として連結貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。）

二 法第百十五条第一項の価格変動準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

三 第六十九条第一項第三号及び第七十条第一項第二号の二の危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

四 第七十条第一項第二号の異常危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

-
- 五 一般貸倒引当金の額
 - 六 保険会社及びその子会社等が有するその他有価証券については、連結貸借対照表に計上した次に掲げる額であつて税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額
 - イ その他有価証券評価差額金の科目に計上した額
 - ロ 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）
 - 七 保険会社及びその子会社等が有する土地（海外の土地を含む。）については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額
 - 八 未認識数理計算上の差異（財務諸表等規則第八条第六十二項に規定する未認識数理計算上の差異をいう。第二百十条の十一の三第一項第八号において同じ。）の額及び未認識過去勤務費用（財務諸表等規則第八条第六十三項に規定する未認識過去勤務費用をいう。同号において同じ。）の額の合計額
 - 九 その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額
 - 2 前項第七号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。
 - 3 第一項の規定にかかわらず、保険会社が特例企業会計基準等適用法人等である場合には、法第百三十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額か
-

ら繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一 その採用する企業会計の基準において第一項第一号に掲げる額に係るものに相当するものの額（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準において連結貸借対照表の負債の部に計上される金融商品（財務諸表等規則第八条第四十一項に規定する金融商品をいう。以下この号及び第二百十条の十一の三第三項第一号において同じ。）に該当するものの額を除き、その採用する企業会計の基準に従って作成した連結貸借対照表に類するものの負債の部に計上された金融商品に相当するもの（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準において連結貸借対照表の純資産の部に計上される金融商品に該当するものに限る。）の額を含む。）

二 保険会社及びその子会社等が有する有価証券については、その採用する企業会計の基準において第一項第六号に規定する合計額に係るものに相当するものの合計額（満期保有目的の債券又は責任準備金対応債券（満期保有目的の債券以外の債券であつて、責任準備金との間で利回りの変動に対する時価の変動の程度をおおむね一致させることを目的として保有し、時価評価をしないものをいう。第二百十条の十一の三第三項第二号において同じ。）に該当するものの額を除く。）に金融庁長官が定める率を乗じた額

三 保険会社及びその子会社等が有する土地（海外の土地を含む）

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第八十七条 法第三十条第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、同号の通常の予測を超える危険に相当する額として金融庁長官が定める額とする。

）については、その採用する企業会計の基準において第一項第七号に規定する差額に係るものに相当するものの差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

四 その採用する企業会計の基準において第一項第八号に規定する合計額に係るものに相当するものの合計額

五 その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

(単体の通常の予測を超える危険に対応する額)

第八十七条 法第三十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社に係る額に限る。）は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一 保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。次号、次条第一号から第三号まで、第六十二条第一号及び第一号の二、第二百十條の十一の四第一号から第三号まで並びに第二百十一條の六十第一号において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号に掲げる額を除く。）

一の二 第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二 予定利率リスク（責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確

保できなくなる危険をいう。次条第四号、第六十二条第二号及び第二百十条の十一の四第四号において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二の二 最低保証リスク（特別勘定を設けた保険契約であつて、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であつて、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険をいう。次条第五号及び第二百十条の十一の四第五号において同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

三 資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。次条第六号、第二百十条の十一の四第六号及び第二百十一条の六十第二号において同じ。）に対応する額として次のイからへまでに掲げる額の合計額

イ 価格変動等リスク（保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。次条第六号イ、第二百十条の十一の四第六号イ及び第二百十一条の六十第二号イにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう

。次条第六号ロ、第二百十条の十一の四第六号ロ及び第二百一条の六十第二号ロにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ハ 子会社等リスク（子会社等（法第一百十条第二項に規定する子会社等をいう。）への投資その他の理由により発生し得る危険をいう。第百六十二条第三号ハにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ニ デリバティブ取引リスク（デリバティブ取引、法第九十八条第一項第八号に規定する金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引その他これらと類似の取引により発生し得る危険をいう。次条第六号ハ、第百六十二条第三号ニ及び第二百十条の十一の四第六号ハにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ホ 信用スプレッドリスク（金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）又はこれらに類似する取引において、通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。次条第六号ニ、第百六十二条第三号ホ及び第二百十条の十一の四第六号ニにおいて同じ。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ヘ イからホまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

第八十八条 削除

四 経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて、前各号に掲げる危険に該当しないものをいう。次条第七号、第二百十条の十一の四第七号及び第二百十一条の六十第三号において同じ。）に対応する額として、前各号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

（連結の通常の予測を超える危険に対応する額）

第八十八条 法第三百十条第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額（保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

- 一 保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号及び第三号に掲げる額を除く。）
- 二 第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- 三 子会社等である少額短期保険業者の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- 四 予定利率リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- 五 最低保証リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

六 資産運用リスクに対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

イ 価格変動等リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ハ デリバティブ取引リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ニ 信用スプレッドリスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ホ イからニまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

七 経営管理リスクに対応する額として、金融庁長官が定めるところにより計算した額

(業務報告書等)

第四百四十三条 法第九十九条において準用する法第一百条第一項に規定する中間業務報告書（以下この条において「中間業務報告書」という。）は、日本における事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の日本における業務及び財産の状況について、日本における保険業の中間事業報告書、日本における保険業の中間貸借対照表、日本における保険業の中間損益計算書、日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の

(業務報告書等)

第四百四十三条 法第九十九条において準用する法第一百条第一項に規定する中間業務報告書（以下この条において「中間業務報告書」という。）は、日本における事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの間の日本における業務及び財産の状況について、日本における保険業の中間事業報告書、日本における保険業の中間貸借対照表、日本における保険業の中間損益計算書、日本における保険業の中間キャッシュ・フロー計算書及び日本における保険金等の

の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十一号（特定取引勘定届出外国保険会社等にあつては、別紙様式第十一号の二）により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

2 法第九十九条において準用する法第一百条第一項に規定する業務報告書（以下この節において「業務報告書」という。）は、日本における保険業の事業報告書、附属明細書、日本における保険業の貸借対照表、日本における保険業の損益計算書、日本における保険業のキャッシュ・フロー計算書及び日本における保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十二号（特定取引勘定届出外国保険会社等にあつては、別紙様式第十二号の二）により作成し、日本における事業年度終了後三月以内に提出しなければならない。

3 「略」

（外国生命保険会社等の責任準備金）

第九十五条 「略」

〔2〕5 略

6 第一項第三号の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

- 一 保険リスクに備える危険準備金（次号に掲げるものを除く。）
- 一の二 第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十一号（特定取引勘定届出外国保険会社等にあつては、別紙様式第十一号の二）により作成し、当該期間終了後三月以内に提出しなければならない。

2 法第九十九条において準用する法第一百条第一項に規定する業務報告書（以下この節において「業務報告書」という。）は、日本における保険業の事業報告書、附属明細書、日本における保険業の貸借対照表、日本における保険業の損益計算書、日本における保険業のキャッシュ・フロー計算書及び保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面に分けて、別紙様式第十二号（特定取引勘定届出外国保険会社等にあつては、別紙様式第十二号の二）により作成し、日本における事業年度終了後三月以内に提出しなければならない。

3 「同上」

（外国生命保険会社等の責任準備金）

第九十五条 「同上」

〔2〕5 同上

6 「同上」

- 一 第六十二条第一号に掲げる保険リスクに備える危険準備金
- 一の二 第六十二条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金

<p>二 予定利率リスクに備える危険準備金</p> <p>三 最低保証リスク（特別勘定を設けた日本における保険契約であつて、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であつて、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険をいう。）に備える危険準備金</p>	<p>二 第一百六十二条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金</p> <p>三 第一百六十二条第二号の二に掲げる最低保証リスクに備える危険準備金</p>
<p>7 〔略〕</p> <p>（外国損害保険会社等の責任準備金） 第五十一条 〔略〕 〔2〕4 略</p> <p>5 第一項第二号の二の危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。</p> <p>一 第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金</p>	<p>7 〔同上〕</p> <p>（外国損害保険会社等の責任準備金） 第五十一条 〔同上〕 〔2〕4 同上</p> <p>5 〔同上〕</p> <p>一 第一百六十二条第一号の二に掲げる第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金</p>
<p>6 〔略〕</p> <p>（日本における保険計理人の関与事項） 第五十六条 法第九十九条において準用する法第二百二十条第一項</p> <p>二 予定利率リスクに備える危険準備金</p>	<p>6 〔同上〕</p> <p>（日本における保険計理人の関与事項） 第五十六条 法第九十九条において準用する法第二百二十条第一項</p> <p>二 第一百六十二条第二号に掲げる予定利率リスクに備える危険準備金</p>

に規定する内閣府令で定める事項は、外国生命保険会社等にあつては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、外国損害保険会社等にあつては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号、第九号及び第十号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

〔二〇八 略〕

九 日本における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百二条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。）の算出

十 〔略〕

（日本における保険計理人の確認事項）

第五百五十七条の二 法第九十九条において準用する法第二百一十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、外国生命保険会社等にあつては、次の第一号に掲げる事項とし、外国損害保険会社等にあつては、次に掲げる事項とする。

一 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、日本における保険業の継続が困難であるかどうか。

二 〔略〕

に規定する内閣府令で定める事項は、外国生命保険会社等にあつては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、外国損害保険会社等にあつては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第一号から第四号まで、第六号及び第九号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

〔二〇八 同上〕

〔号を加える。〕

九 〔同上〕

（日本における保険計理人の確認事項）

第五百五十七条の二 〔同上〕

一 財産の状況に関する事項として次のイ及びロに掲げるもの
イ 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、日本における保険業の継続が困難であるかどうか。
ロ 日本における保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか。

二 〔同上〕

(日本における保険計理人の確認業務)

第百五十八条 外国保険会社等の日本における保険計理人は、日本における事業年度に係る毎決算期において、法第百九十九条において準用する法第百二十一条第一項各号に掲げる事項について、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により確認しなければならない。

〔一〕三 略

〔号を削る。〕

四 「略」

(業務、経理に関する規定の準用)

第百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の七まで及び第五十九条の六の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は

(日本における保険計理人の確認業務)

第百五十八条 「同上」

〔一〕三 同上

四 日本における保険金等の支払能力の充実の状況について、法第百二十二条の規定並びに第百六十一条及び第百六十二条の規定(法第百四十条第一項第一号の規定に基づき免許特定法人の引受社員を外国保険会社等とみなして法第百九十九条において準用する法第百二十一条の規定を適用する場合には、法第百二十八条の規定及び第百九十条の規定)に照らして適正であること。

五 「同上」

(業務、経理に関する規定の準用)

第百六十条 第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四(第二項を除く。)、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の七まで及び第五十九条の六の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は

外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十一条の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第九十九条及び第四百十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第九十九条及び第四百十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二第一項」とあるのは「法第九十九条において準用する法第百条の二第一項」と、同項第一号中「第七十四条第三号」とあるのは「第五十三号第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」

外国保険会社等が日本において積み立てる法第九十九条において準用する法第一百五十一条の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本における保険契約を再保険に付した場合について、第七十三条の規定は外国保険会社等が日本における事業年度に係る毎決算期に積み立てなければならない支払備金について、第七十九条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人について、第八十二条の規定は外国保険会社等の日本における保険計理人が当該外国保険会社等の日本における代表者に提出する意見書について、それぞれ準用する。この場合において、第四十九条中「第四十七条、第四十八条の三及び第四十八条の五」とあるのは「第九十九条及び第四百十条の三」と、第五十条中「第四十七条、第四十八条の三、第四十八条の五及び前条」とあるのは「第九十九条及び第四百十条の三並びに第六十条において準用する第四十九条」と、第五十三条中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、同条第一項中「法第百条の二第一項」とあるのは「法第九十九条において準用する法第百条の二第一項」と、同項第一号中「第七十四条第三号」とあるのは「第五十三号第三号」と、第五十三条の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第一項第一号中「法第九十八条」とあるのは「法第九十九条において準用する法第九十八条」と、同条第三項中「営業所又は事務所」とあるのは「日本における支店等（法第八十五条第一項に規定する支店等をいう。以下同じ。）」と、第五十三条の三中「営業所又は事務所」

とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者(法第百九十四条第一項に規定する特定関係者をいう。以下同じ。)」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者(第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。)」とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八及び第五十三条の九の二中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第三号中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十三条の十一

とあるのは「日本における支店等」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の二中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の三の三中「業務」とあるのは「日本における業務」と、第五十三条の四中「特定関係者」とあるのは「特定関係者(法第百九十四条第一項に規定する特定関係者をいう。以下同じ。)」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の六中「特定関係者(第五十三条の四第二項に規定する特定関係者をいう。)」とあるのは「特定関係者」と、「同条第三項」とあるのは「第五十三条の四第三項」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の七第一項中「法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第九十七条、第九十八条又は第九十九条」と、「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、同条第二項中「保険であつて」とあるのは「日本における保険業に係る保険であつて」と、第五十三条の八及び第五十三条の九の二中「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の九中「資金需要者」とあるのは「日本における資金需要者」と、第五十三条の十中「業務」とあるのは「日本における業務」と、「顧客」とあるのは「日本における顧客」と、第五十三条の十一中「業務」とあるのは「日本における業務」と、同条第四号及び第五号中「保険契約者等」とあるのは「日本における保険契約者等」と、第五十三条の十一

の二及び第五十三条の十一の三中「業務のうち」とあるのは「日本における業務のうち」と、第五十三条の十二の二中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十四条の四から第五十四条の六までの規定中「法第百条の五」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の五」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九条の六中「法第百一条第六項」とあるのは「法第百九十九条において読み替えて準用する法第百一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第百八十七条第三項第二号」と、第六十六条第一項中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、同条第一項から第三項中「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と

の二及び第五十三条の十一の三中「業務のうち」とあるのは「日本における業務のうち」と、第五十三条の十二の二中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十四条の四から第五十四条の六までの規定中「法第百条の五」とあるのは「法第百九十九条において準用する法第百条の五」と、「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第五十九条の六中「法第百一条第六項」とあるのは「法第百九十九条において読み替えて準用する法第百一条第六項」と、「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第六十二条本文中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、同条第一号中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第六十三条において準用する第三十条の三第三項中「法第四条第二項第二号」とあるのは「法第百八十七条第三項第二号」と、第六十六条中「毎決算期において保有する資産」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期において日本における資産」と、「帳簿価額」とあるのは「日本における事業年度に係る決算期の帳簿価額」と、第七十一条第二項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第七十三条第一項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「保険金等」とあるのは「保険金、返戻金その他の給付金」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「前条」とあるのは「第百五十二条」と、同条第二項中「法第四条第二項第四号」とあるのは「法第百八十七条第三項第四号」と、第七十九条第一項中「前条」と

、第七十九条第一項中「前条」とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(健全性の基準に用いる供託金等)

第百六十一条 法第二百二条第一号に規定する内閣府令で定めるものの額の合計額は、その支払能力に相当する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

とあるのは「第百五十七条」と、第八十二条第一項中「計算書類を承認する取締役会に」とあるのは「業務報告書の提出期限の三週間前までに」と、同項第一号中「商号又は名称」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、同項第三号中「前条」とあるのは「第百五十九条」と、同項第四号中「又は社員に対する剰余金の分配に関する事項」とあるのは「に関する事項」と、同項第五号中「第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金」とあるのは「第百四十六条第一項の契約者配当準備金」と、同項第六号中「第七十九条の二」とあるのは「第百五十七条の二」と、同条第二項中「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と読み替えるものとする。

(健全性の基準に用いる供託金等)

第百六十一条 法第二百二条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（日本における保険業の貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税をいう。以下この項、第百九十条第一項及び第二百十條の十一の三第一項において同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応

-
- させるための会計処理をいう。第五号において同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。）の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。
- 一 供託金の額（法第九十条第三項の契約金額を含む。）
 - 二 法第九十九条において準用する法第一百五十一条第一項の価格変動準備金の額
 - 三 第一百五十一条第三号又は第一百五十一条第二号の二の危険準備金の額
 - 三の二 第一百五十一条第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。）の額
 - 四 一般貸倒引当金の額
 - 五 外国保険会社等が日本において有するその他有価証券については、日本における保険業の貸借対照表に計上した次に掲げる額であつて税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額
 - イ その他有価証券評価差額金の科目に計上した額
 - ロ 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が日本における保険業の貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）
 - 六 外国保険会社等が日本において有する土地については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額
 - 七 その他自己資本に相当するものとして金融庁長官が定めるもの
-

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第百六十二条 法第二百二条第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、同号の通常の予測を超える危険に相当する額として金融庁長官が定める額とする。

の額

2 前項第六号中「時価」とは、第八十六条第二項に定める価額をいう。

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第百六十二条 法第二百二条第二号に規定する日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一 保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額（次号に掲げる額を除く。）

一の二 三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二 予定利率リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

二の二 最低保証リスク（特別勘定を設けた日本における保険契約であつて、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であつて、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険をいう。）に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

三 資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であつて、日本に

において有する有価証券その他の資産の通常の前測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。)に対応する額として次のイからへまでに掲げる額の合計額

イ 価格変動等リスク(日本において有する有価証券その他の資産の通常の前測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。)に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスク(日本において有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。)に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ハ 子会社等リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ニ デリバティブ取引リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ホ 信用スプレッドリスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ヘ イからホまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

四 日本における経営管理リスク(日本における業務の運営上通常の前測を超えて発生し得る危険であつて、前各号に掲げる危険に該当しないものをいう。)に対応する額として、前各号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

(外国保険会社等の届出事項等)

第六百六十六条 法第二百九条第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇六 略」

「号を削る。」

「号を削る。」

六の二 「略」

「六の三〇八 略」

「二〇五 略」

(健全性の基準に用いる供託金等)

第九十条 法第二百二十八条第一号に規定する内閣府令で定めるものの額の合計額は、その支払能力に相当する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

2 法第二百二十八条第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、同号の通常の予測を超える危険に相当する額として金融庁長官が定める額とする。

(外国保険会社等の届出事項等)

第六百六十六条 「同上」

「一〇六 同上」

六の二 第六百六十二条第二号の二に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

六の二の二 前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

六の二の三 「同上」

「六の三〇八 同上」

「二〇五 同上」

(健全性の基準に用いる供託金等)

第九十条 法第二百二十八条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産(税効果会計(日本における保険業の貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。第五号において同じ。))の適用により資産として計上される金額をいう。(の不算入額として金融庁長官が定めるところによ

り算出した額を控除した額とする。

- 一 供託金の額（法第二百二十三条第三項の契約金額を含む。）
- 二 法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金の額
- 三 第百五十条第一項第三号又は第百五十一条第一項第二号の二の危険準備金の額
- 三の二 第百五十一条第一項第二号の異常危険準備金（地震保険に関する法律施行規則第七条第一項（地震保険責任準備金の計算方法）に定める危険準備金を含む。）の額
- 四 一般貸倒引当金の額
- 五 引受社員が日本において有するその他有価証券については、日本における保険業の貸借対照表に計上した次に掲げる額であつて税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額
- イ その他有価証券評価差額金の科目に計上した額
- ロ 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が日本における保険業の貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）
- 六 引受社員が日本において有する土地については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額
- 七 その他自己資本に相当するものとして金融庁長官が定めるものの額

2 法第二百二十八条第二号に規定する引受社員の日本において引き

(免許特定法人の届出)

第九十二条 法第二百三十四条第八号に規定する内閣府令で定める

場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕五 略

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

六 〔略〕

〔2〕5 略

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百十條の十の二 法第二百七十一條の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、第六十二條各号に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

3 第一項第六号中「時価」とは、第八十六條第二項に定める価額をいう。

(免許特定法人の届出)

第九十二条 「同上」

〔一〕五 同上

五の二 第九十條第二項の規定に基づき、第六十二條第二号の

二に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

五の三 前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

六 〔同上〕

〔2〕5 同上

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百十條の十の二 「同上」

「一〇三 略」

四 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十一条の二十八の二各号に掲げる額に係る細目その他の保険持株会社及びその子会社等の支払能力の充実の状況を理解する上で参考となるべき事項として金融庁長官が定めるものを含む。）及び保険持株会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（法第三百三十条各号に掲げる額を含む。）

「二・ホ 略」

五 保険持株会社及びその子会社等のリスク管理体制

六・七 「略」

「2〇4 略」

（保険持株会社に係る健全性の基準に用いる資本金、準備金等）

第二百十條の十一の三 法第二百七十一条の二十八の二第一号に規定する内閣府令で定めるものの額の合計額は、その支払能力に相当する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

「一〇三 同上」

四 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十一条の二十八の二各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。）及び保険持株会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（法第三百三十条各号に掲げる額を含む。）

「二・ホ 同上」

「号を加える。」

五・六 「同上」

「2〇4 同上」

（保険持株会社に係る健全性の基準に用いる資本金、準備金等）

第二百十條の十一の三 法第二百七十一条の二十八の二第一号に規定する資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（連結貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させる

ための会計処理をいう。第六号において同じ。)の適用により資産として計上される金額をいう。第三項において同じ。)の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一 資本金等の額(連結貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額、連結貸借対照表のその他の包括利益累計額の科目に計上した金額、法第十三条前段の規定により連結貸借対照表の資産の部に計上した金額に相当する額、のれん(のれんに類する額を含む。)及び繰延資産として連結貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。)

二 法第十五条第一項の価格変動準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額(当該額と同様の額(連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。)を含めることができる。)

三 第六十九条第一項第三号及び第七十条第一項第二号の二の危険準備金の額に基づき連結貸借対照表の負債の部に計上された額(当該額と同様の額(連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。)を含めることができる。)

四 第七十条第一項第二号の異常危険準備金の額に基づき連結貸借

対照表の負債の部に計上された額（当該額と同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

五 一般貸倒引当金の額

六 保険持株会社及びその子会社等（法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。次号並びに第三項第二号及び第三号において同じ。）が有するその他有価証券については、連結貸借対照表に計上した次に掲げる額であつて税効果会計適用前のものの合計額に金融庁長官が定める率を乗じた額

イ その他有価証券評価差額金の科目に計上した額

ロ 繰延ヘッジ損益の科目に計上した額（ヘッジ対象に係る評価差額が連結貸借対照表のその他有価証券評価差額金の科目に計上されている場合におけるものに限る。）

七 保険持株会社及びその子会社等有する土地（海外の土地を含む。）については、時価と帳簿価額の差額に金融庁長官が定める率を乗じた額

八 未認識数理計算上の差異の額及び未認識過去勤務費用の額の合計額

九 その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

2 前項第七号中「時価」とは、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額を

いう。

3 第一項の規定にかかわらず、保険持株会社が特例企業会計基準等適用法人等である場合には、法第二百七十一条の二十八の二第一号に規定する資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一 その採用する企業会計の基準において第一項第一号に掲げる額に係るものに相当するものの額（連結財務諸表規則第一条第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準において連結貸借対照表の負債の部に計上される金融商品に該当するものの額を除き、その採用する企業会計の基準に従って作成した連結貸借対照表に類するものの負債の部に計上された金融商品に相当するもの（同項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準において連結貸借対照表の純資産の部に計上される金融商品に該当するものに限る。）の額を含む。）

二 保険持株会社及びその子会社等有する有価証券については、その採用する企業会計の基準において第一項第六号に規定する合計額に係るものに相当するものの合計額（満期保有目的の債券又は責任準備金対応債券に該当するものの額を除く。）に金融庁長官が定める率を乗じた額

三 保険持株会社及びその子会社等有する土地（海外の土地を含む。）については、その採用する企業会計の基準において第一項第七号に規定する差額に係るものに相当するものの差額に金融庁

(保険持株会社に係る通常の予測を超える危険に対応する額)

第二百十條の十一の四 法第二百七十一條の二十八の二第二号に規定する内閣府令で定めるところにより計算した額は、同号の通常の予測を超える危険に相当する額として金融庁長官が定める額とする。

長官が定める率を乗じた額

- 四 その採用する企業会計の基準において第一項第八号に規定する合計額に係るものに相当するものの合計額
- 五 その他前各号に準ずるものとして金融庁長官が定めるものの額

(保険持株会社に係る通常の予測を超える危険に対応する額)

第二百十條の十一の四 法第二百七十一條の二十八の二第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

- 一 保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額(次号及び第三号に掲げる額を除く。)
- 二 第三分野保険の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- 三 子会社等である少額短期保険業者の保険リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- 四 予定利率リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- 五 最低保証リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- 六 資産運用リスクに対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

- 3
〔略〕
- 〔号を削る。〕
- 〔二〇八 略〕
- 〔号を削る。〕
- 2 法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 第二百十條の十四 〔略〕
- (届出事項)

- 3
〔同上〕
- 〔二〇八 同上〕
- 九 第二百十條の十一の四第一号又は第五号に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合
- 十 前号に規定する保険持株会社の子会社等の定める算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合
- 2 〔同上〕
- 第二百十條の十四 〔同上〕
- (届出事項)
- イ 価格変動等リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- ロ 信用リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- ハ デリバティブ取引リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- ニ 信用スプレッドリスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- ホ イからニまでのリスクに準ずるものに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額
- 七 経営管理リスクに対応する額として、金融庁長官が定めるところにより計算した額

(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)

第二百十一条の五十九 法第二百七十二條の二十八において準用する法第三百十條第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額(保険金等の支払能力の充実の状況が適當であるかどうかの基準を定めるために用いる少額短期保険業者に係る額に限る。)は、次に掲げる額とする。

一 純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額(少額短期保険業者である相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。)、貸借対照表の評価・換算差額等(財務諸表等規則第六十七條の評価・換算差額等をいう。)の科目に計上した金額、法第二百七十二條の十八において準用する法第一百三條前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額

〔二〇七 略〕

2
〔略〕

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第二百十一条の六十 法第二百七十二條の二十八において準用する法第三百十條第二号に規定する引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額(保険金等の支払能力の充実の状況が適當であ

(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)

第二百十一条の五十九 〔同上〕

一 純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額(少額短期保険業者である相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。)、貸借対照表の評価・換算差額等の科目に計上した金額、法第二百七十二條の十八において準用する法第一百三條前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額

〔二〇七 同上〕

2
〔同上〕

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第二百十一条の六十 〔同上〕

るかどうかの基準を定めるために用いる少額短期保険業者に係る額に限る。)は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一 「略」

二 資産運用リスク(資産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。)に対応する額として次のイからニまでに掲げる額の合計額

イ 価格変動等リスク(保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。)に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。)に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

「ハ・ニ 略」

三 経営管理リスク(業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて、前二号に掲げる危険に該当しないものをいう。)に対応する額として、前二号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

(財務局長等に委任する特定保険募集人等に関する届出)

第二百四十八条 令第四十九条第一項第一号に規定する内閣府令で定

一 「同上」

二 資産運用リスクに対応する額として次のイからニまでに掲げる額の合計額

イ 価格変動等リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスクに対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

「ハ・ニ 同上」

三 経営管理リスクに対応する額として、前二号に対応する額に基づき金融庁長官が定めるところにより計算した額

(財務局長等に委任する特定保険募集人等に関する届出)

第二百四十八条 令第四十九条第一項第一号に規定する内閣府令で定

めるものは、第八十五条第一項第二十五号、第六十六条第一項第七号及び第九十二条第一項第六号に掲げる場合の届出（特定保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。）とする。

めるものは、第八十五条第一項第二十七号、第六十六条第一項第七号及び第九十二条第一項第六号に掲げる場合の届出（特定保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。）とする。
